
平成20年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成20年12月22日(月曜日)

議事日程(第5号)

平成20年12月22日 午前10時開議

- 日程第1 議案第113号から議案第142号まで(委員長報告～表決)
日程第2 請願審査について(質疑～表決)
日程第3 閉会中の継続審査及び調査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第113号 南丹市都市計画マスターズプラン策定委員会設置条例の制定
について (市長提出)
議案第114号 南丹市特定大規模小売店舗制限地区建築条例の制定について
(市長提出)
議案第115号 南丹市個人情報保護条例の一部改正について (市長提出)
議案第116号 南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
(市長提出)
議案第117号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて (市長提出)
議案第118号 南丹市移動通信用施設条例の一部改正について (市長提出)
議案第119号 南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例の一部改
正について (市長提出)
議案第120号 南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて (市長提出)
議案第121号 南丹市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につ
いて (市長提出)
議案第122号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
議案第123号 南丹市都市公園条例の一部改正について (市長提出)
議案第124号 南丹市上水道事業給水条例の一部改正について (市長提出)
議案第125号 南丹市簡易水道事業給水条例の一部改正について
(市長提出)
議案第126号 南丹市公共下水道使用料条例の一部改正について
(市長提出)

- 議案第127号 南丹市農業集落排水使用料条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第128号 南丹市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正
について (市長提出)
- 議案第129号 南丹市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第130号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第131号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第132号 南丹市道路路線の廃止について (市長提出)
- 議案第133号 平成20年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本
線吉富駅構内山田川橋りょう改築工事の協定変更について
(市長提出)
- 議案第134号 平成20年度南丹市一般会計補正予算(第3号)
(市長提出)
- 議案第135号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) (市長提出)
- 議案第136号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第137号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第138号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第139号 平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第140号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第141号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第142号 平成20年度南丹市上水道事業会計補正予算(第1号)
(市長提出)
- 日程第2 請願審査について
- 日程第3 閉会中の継続審査及び調査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝 2番 大 面 一 三 3番 高 野 美 好

4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	主 任	西 田 紀 子
主 任	安 木 裕 一 郎		

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部 長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太 久 実
兼 人 事 秘 書 課 長		兼 環 境 課 長	
福 祉 部 長		農 林 商 工 部 長	西 岡 克 己
兼 福 祉 事 務 所 長	永 塚 則 昭	兼 商 工 観 光 課 長	
兼 子 育 て 支 援 課 長			
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治
兼 教 育 総 務 課 長			

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開き

ます。

ただちに本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第113号から議案第142号まで

○議長（吉田 繁治君） 日程第1「議案第113号から議案第142号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

まず、面村総務常任委員長。

○総務常任委員長（18番 面村 則夫君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さんでございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました9議案につきまして、審査の状況と結果について報告をいたします。総務常任委員会では、12月11日に委員会を開催し、それぞれの議案について慎重に審査を行いました。

まず、議案第115号、南丹市個人情報保護条例の一部改正について、議案第116号、南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正につきましては、法律の改正に伴うものであり、表決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号、南丹市の公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第118号、南丹市移動通信用施設条例の一部改正につきましては、美山地区におきます移動通信用施設として親局と子局の設置をすることに伴う改正であり、質疑ののち、表決を行い、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第119号、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例の一部改正について、議案第120号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第121号、南丹市職員の自己啓発等休養に関する条例の一部改正につきましては、質疑ののち、表決を行い、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第134号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正内容は国の安心実現のための緊急総合対策交付事業、人件費の格差是正、勸奨退職による退職手当組合負担金の計上、債務負担行為については、3事業の債務負担行為設定期間の延長が主なものであります。特に、合併に伴う職員給料の格差是正につきましては、平成21年1月に対象者全員を調整するとの予算化がなされております。当委員会としても今日まで、早期に是正すべきとの意見を申し上げており、今回の措置については評価しておきたいと思っております。その他ふるさと南丹応援寄付金、災害時応急救援資機材整備事業、就学助成事業、給食費、食材費などの質疑を行い、表決の結果、全員の賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、債務負担行為補正として、設定期間が平成20年度までのものを

平成23年度まで期間延長するとともに限度額を変更されるものであります。詳細説明ののち質疑を行い、財政の健全化のためにも処分等早急に取り組まれるべきとの意見があり、表決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、中井産業建設常任委員長。

委員長。

○産業建設常任委員長（17番 中井 榮樹君） 改めまして、おはようございます。

それでは産業建設常任委員会に付託をされました18議案につきまして、審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。本件につきましては、12月12日、産業建設常任委員会を開催いたし、各部課長より詳細な説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところでございます。

まず、上下水道部関係、議案第124号、南丹市上水道事業給水条例の一部改正についてから、議案第125号、126号、127号、128号、129号、南丹市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正についてまで、いわゆる上下水道料金の統一について、担当部長より基本的な考え方が示されました。それによりますと、まず南丹市水道料金及び下水道使用料改正についてであります。南丹市の上水道事業については旧町において、それぞれ進められてきた上水道事業、あるいは簡易水道事業、そして、また下水道事業をそれぞれ南丹市として引き継ぎ、これを推進してきたというものであります。しかしながら、それぞれの料金については、合併協議会段階ではそれぞれ調整協議はしてきたものの、調整協議結果としては合併前の旧町において、それぞれ異なっていた上下水道料金、あるいは受益者負担金、分担金、そうしたものを合併から5年間は現行の形態で行うというようなことで、協議結果としてなってきたところでございます。また、この体系的なものについて、新料金の体系等の統一に向けた取り組み、こうしたものについては関係者に広く意見を求めて審議をいただくための、いわゆる審議会を設置して調整するということになっていたところであります。これを受けて、平成18年1月1日に南丹市として合併してきたところであり、その翌年、平成19年3月には南丹市行政改革推進計画というものが策定され、そのなかでは合併によって不均一になっていた税、料金関係、そうしたものを全部洗い出し、早急にその格差を整理せよということで統一に向けた取り組みをするということになったところでございます。その取り組みの目標年度として、検討期間を平成19年度から20年度、この2カ年間で検討し、実施については21年度となったところでございます。これを受け、平成19年6月、南丹市水道審議会を立ち上げられ、構成メンバー8名の方でそれぞれ諸課題に向けて市長から諮問をし、翌年の平成20年2月に答申を受けたところでございます。審議会では協議調整をした結果は、まず料金の算定方法については、水道料金については算定経費が明確であり、また需要者から見ても安定的な料水準を定めることができる方法として総括原価方式を、一方、下水道の料金については、下水道というのは非常に多額の経

費を伴うものであり、そうしたことから水道と同じ総括原価方式をとって料金を計算しようとする、現行の下水道料金からしたら何倍かの料金を設定しなければならなくなり、そういったことからできるだけ料金を低く抑えるよう、審議会の方でご意見をいただき、本来なら水道と同じ総括原価となるが、下水道の関係については資本費は算入しないとし、いわゆる汚水からきれいな水に排水する行程の中で発生する維持管理費を使用料で回収していくことを目標として、今回取り組んでいくとする。審議会からの意見としては、使用者に対し、多大な料金の負担をさすようなことは避けていくべきだと貴重なご意見をいただき、事業のまずは見直し、経費の節減をさらに図り、経営努力をせよと意見をいただいた。

次に、料金の体系について、水道料金については口径別料金体系に統一をし、逓増型従量料金制をとり、水量ランクを3ランクとする。下水道については口径別というのはないので口径別料金は考えず、水量のみによるものとし、同じく逓増型従量料金制をとり、水量ランクを7ランクとする。また基本水量制は水道が井戸水等使用の公衆衛生の観点を考慮し、基本水量を10m³とし、下水道は水道とは設置目標が少し異なることから、使用水量に見合った負担をとということで基本水量制を廃止する。

また料金の経過措置としては新旧料金の差額に対し、増減に関わらず毎年4分の1ずつの調整を設ける。

また下水道負担金、分担金統一については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水と事業ごとに統一した負担金、分担金とし、あくまでも供用開始をされたところで新しく南丹市に住居を建設しようとするということで加入された方、そういった方を対象として、いわゆる新規加入分担金としていただこうとするものであります。

現在、整備中の公共下水道については経過措置を設け、現在、受益者の負担の公平性を保つこととした。改定の時期については平成21年10月1日施行とし、早い段階から住民の皆さんにお知らせをしなければならないことが第一であり、また料金算定のコンピュータソフトの改修等もあり、こうした期間は必要である。

周知の方法については広報なんたん、CATV、ホームページを通じて広く周知を図り、理解を求めていきたいとのことでございました。

議案第124号、南丹市上水道事業給水条例の一部改正について、及び議案第125号、南丹市簡易水道事業給水条例の一部改正については、賛成全員により可決すべきものと決しました。

審査の中で、改定後の南丹市の水道料金の京都府下における状況の説明なり、また平成24年度における経過措置ののち、現行との比較で、当然、計算の基となる人口、有収水量の変化が、当然あるわけではありますが、計算上では上水道事業において現行料金の99.7%程度、簡易水道においては現行の体系の約98.2%程度になる見込みであるとの答弁がございました。

次に、議案第126号、南丹市公共下水道使用料条例の一部改正について及び議案第

127号、南丹市農業集落排水使用料条例の一部改正についての審査の中で、基本水量制廃止の説明、京都府下での下水道料金の比較説明等を受けたのち、賛成討論を得て、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号、南丹市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について及び議案第129号、南丹市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正についての審査の中で、あとから転入していただいた、その方に対する加入分担金の改正というふうに理解しているとの説明等を受けたのち、討論で平準化というより、むしろ高いところに合わせている。新たに南丹市に居を構えるとか、今後の南丹市の人口増を考えていく上で総合的に考え、この分担金については高いところに合わすのではなく、極力下げていくという趣旨の設定の仕方が妥当であるとの反対討論があり、賛成多数により可決すべきものと決したところでございます。

議案第138号、南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第139号、南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第142号、南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）については、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、農林商工部関係、議案第134号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、慎重審査を行いました。

次に、土木建築部関係、議案第113号、南丹市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてから、議案第114号、117号、123号、130号、131号、132号、133号、134号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第3号）まで、慎重審査を行い、賛成全員により可決すべきものと決したところでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、産業建設常任委員会の委員長報告とさせていただきます。どうか、議員の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（21番 松尾 武治君） 改めまして、おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました議案第122号、134号、135号、136号、137号、141号について、去る12月15日に委員会を開き、慎重に審査をいたしましたので結果をご報告いたします。

議案第122号、南丹市国民健康保険条例の一部改正についての主な質疑につきましては、産科医医療保険補償制度創設の経緯についてであります。

産科医不足等から制度が検討され、文面に關わる事項により脳性マヒ等による経済的負担の補償などが目的で、民間の損害保険が活用される。先天的な内容ということで広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常などと、新生児期の要因として分娩後の感染症など一定の要件があるが、給付の総額は3,000万円で、その内訳は一時金で600万円、分割金は子どもが20歳になるまで毎年120万円の合計3,000万円となって

いる。

議案第122号、南丹市国民健康保険条例の一部改正については、挙手全員で可決しました。

議案第134号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、主な質疑は、新型インフルエンザの対策事業の具体的な対応についての質疑に対して、約300人分の防御服を計画している。各支所に一定数の配置も考えているが、どこで発生するかも分からない状況なので防災関係協議で決定したい。

カンポリサイクルプラザへの祝日搬入が地元協定で制限されているが、法を越える規制に対する考え方と船井衛生管理組合に限定する祝日搬入の可能性についての質疑がございました。法を越えた基準は法基準に戻すべきではないかということで再三提案しましたが、結果として地元の理解が得られなかった。特に日曜日と祝日の問題は地元の提起するなかで搬入ができるような対応を考えていきたい。

議案第134号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第3号）は挙手全員で可決しました。

議案第135号、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号については、挙手全員で可決しました。

議案第136号、平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）については、挙手全員で可決いたしました。

議案第137号、平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、挙手全員で可決しました。

議案第141号、平成20年度南丹市後期高齢者事業特別会計補正予算（第2号）は、挙手全員で可決いたしました。

次に、請願審査について、ご報告いたします。

生ごみ回収を祝日及び振替休日回収の実施に関する請願書は、審査の前に現状と今後の方向について、説明を求めました。船井衛生管理組合が管轄する地域ごとに週2回収集するという事になっており、土曜日、日曜日、祝日、それから年末の12月29日から1月3日までは収集しないことになっている。特に八木地域の可燃ごみの収集は、現在は月曜日と木曜日に定められており、国民の祝日が日曜日にあたる時は、その翌日を休日とすることから月曜日が休日となり、収集ができなく、1週間先の収集となっている。今、衛生管理組合担当者会議でこの課題について、現在、検討している。不均衡の解消や改善に伴う費用の低コストなどの協議を進め、結論が出るものと思う。

表決の結果、挙手全員で採択いたしました。

以上、誠に簡単ですが、厚生常任委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田 繁治君） ないようでございますので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず2番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

○議員（2番 大面 一三君） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番の日本共産党・住民協働市会議員団所属の大面でございます。

提案されております議案第128号及び議案第129号の南丹市公共下水道事業受益者負担金、また南丹市下水道事業受益者分担金徴収条例に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この二つの議案につきましては、合併協議の際に示されました下水道事業受益者負担金統一の方針によりまして、今回、負担金及び分担金を統一しようとするものであるとの説明でございます。このことから、今回の提案は旧町間での負担格差があったものを単に南丹市内一律に平準化するのが趣旨であると理解をしております。改定にあたりましては、我々議員団は合併協議の中で決められたことだとしまして、引き下げることにはあったとしても、便乗した料金の値上げや負担金の引き上げがあってはならないと、強くこの間、主張してきたところであります。統一化、平準化の名の下に負担金が値上げされてはならないと考えます。今議会におきまして、同じ改定理由で上下水道料金も全市統一化する議案が出されております。一つには上下水道使用料金においては、従来の各水道料金を平準化した金額になっていること、そしてまた二つには統一化、平準化の改定につきましては負担増となっているところにつきましては、一定、激変を調整する4年間の経過措置が講じられている、そんなことから市内料金統一の趣旨に即した比較的妥当な料金改定となっていると理解するところであります。ところが、この下水道分担金・負担金におきましては公共下水、一般家庭均等割、旧園部町は7万円、旧八木町は15万円であったものを今回、全市15万円にし、また事業所等の均等割につきましては旧園部町20万円、旧八木町30万円であったものを今回、30万円に統一しようとして設定されております。いずれも最も高い金額が負担金額と設定されているのであります。高いところと低いところの中をとるとというのが、改定趣旨だと考えます。市民に新たな負担増を求めるものであり、反対をするものであります。

また、農業集落排水及び特定環境保全公共下水道事業におきましては、47万5,000円から122万円と、その建設年度によって、また建設事業費等によりまして大きく負担金額に差がございます。提案は24区の処理区ごとに異なった多くの下排水分担金額を統一して、75万円にするとしております。農排及び特環下水道によります処理

区の多くは、農村部、山間地域でございます。高齢化、過疎化の進行が懸念されている地域でもございます。そのためにIターン、Uターン等による住宅建設の促進を誘導していかなければならない地域でございます。こうした観点からも、負担金は極力最低額に抑えていくべきものだと考えます。同じ南丹市内で、また同じ下水の新規加入分担金が公共下水の処理区と比較しますと、大きく格差が生じております。公共下水道処理区では15万円、農排、特環下水道処理区におきましては75万円の設定であります。周辺部に新規に居を構える、新たに家を建てていくのに、中心部と比べましても5倍もの負担が求められている内容であります。そういったことから、南丹市総合振興計画に示します、まちづくりにも矛盾したものであると考えるものであります。こういった理念からも増額とは言えずとも、今まであった最低額に抑えていく、極力負担金額を少なくしていくことが必要であります。

また下水道施設利用の状況から見ましても処理能力には余力がございます。経営財政面からも今後一層の新規加入を促進する額でなくてはならないと考えるところであります。

以上、何点かを指摘いたしまして、二つの下水道加入負担金、分担金の改定議案の反対討論といたします。議員諸氏の懸命な判断をいただけますことをお願いをいたしまして、討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、21番、松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 議案第140号、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

本議案と同様の課題をもつ施策はほかにもありますが、合併協議を進めるなかで旧町から持ち込まれた継続事業、懸案となっている課題を新市になって十分な検証をすることなく進められたもの、放置されたものなど様々ですが、いずれにしても市長の政治姿勢の影響と考えます。今議会に提案された議案の中でも市長の決断力、政治姿勢による影響が大きい議案となりますことから、市長就任後の政治姿勢を検証するなかで本議案の課題を述べたいと思います。

先日の一般質問でも述べましたが、市域の一体感構築を唱えた地域情報網の整備事業には、多額の投資を伴うにもかかわらず、有線・無線施設及び携帯電話不感地域対策を含む通信網の整備を進めました。財政負担が最少で最大の住民サービスが提供できる事業になり得るような検証もなく、漫然と進められた結果、残された事業費を含めると、膨大な負担が南丹市民の将来に跳ね返ってきます。旧町の特性を活かす様々な施策の縮小と財源も激減となり、過疎計画で示す道路整備も大幅に遅れ、市域の経済に潤いをもたらす施策の減少は、市民生活に影響する生活影響の整備の遅れを生み出しました。不況の影響で苦しむ中小零細業者には、かつてない厳しい年の瀬となり、土木建設業界でも発注工事の減少で廃業・倒産に追い込まれる業者など、南丹市内の経済は最悪の状況

になっております。国では交付税を含む地方財政の増額などが合意され、南丹市の予定額は5億8,897万円で、ちなみに亀岡市は2億1,000万円、京丹波町が3億5,000万円となっており、さらなる財政支援が組まれようとしておりますが、市債の償還に充てることなく、遅れている周辺地域の整備など、市域の雇用対策に注がれる施策を多くの市民の皆様が求められています。自主財源の乏しい南丹市は国との強固な連携を保ち、財政支援を求めなければならないにもかかわらず、国・府支出金の大幅な減少を見る限りでは佐々木市政と国をつなぐパイプの閉塞感を指摘しなければなりません。地方への財政支援が増額するときに国のパイプを拒絶することのない姿勢で、一体的なまちづくりにつながる周辺地域の活性化と道路網の整備を含む生活環境の整備に必要な財源獲得に奔走する姿勢が求められる一方で、町長経験者である二人の副市長がもっておられる政治能力が南丹市のまちづくりに十分に活かされることなく、多くの課題が先送りになっております。無駄な財政支出が多くあります。なかでも美山エリアの防災無線事業は特定メーカーに有利な事業であり、メーカー間では競争性が働かないにもかかわらず、一般競争入札が行われました。入札方式、指名業者の選定は非公開の委員会で決められています。契約の過程を含め、地方分権で市長の権限が増え、議会は従来以上に監視体制を強める必要があります。しかし、一方では市長の強力な政治姿勢が求められますが、20年度予算は枠配分方式の採用で部長に丸投げ、施策の判断を委ねる審議会の設置など市長の強力な姿勢が見えないことで、南丹市の将来を憂える市民も少なくありません。本議案に対しても公有財産等委員会の設置で体裁は整えられましたが、未だに方向性は示されておりません。本件にかかわらず重要な案件は町長経験のある副市長に特命を与えるなど、解決に向けた道のりは遠くとも、全職員が奔走できる指針を示すことが市長の責務と考えます。合併時だから強固な決断が許されるにもかかわらず、政策課題への決断で指針を示すことなく、期間が到来し、単に延長するに過ぎないものは一般会計にも含まれておりますが、分離が困難なことから、本議案にのみ反対の意思を示し、討論を行い、議員諸兄の懸命なご判断を仰ぎます。

○議長（吉田 繁治君） ほかに特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず、議案第113号から議案第133号までのうち、議案第128号及び議案第129号を除く条例の改正等19件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第128号及び議案第129号を一括して、起立により採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案、委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第134号から議案第142号までのうち、議案第140号を除く補正予算8件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第140号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 請願審査について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第2「請願審査について」を議題といたします。

厚生常任委員会の請願審査結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

「生ごみ回収を祝日及び振替休日回収の実施に関する請願」に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり、採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

日程第3 閉会中の継続審査及び調査申出について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第3「閉会中の継続審査及び調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

次に、「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求められております。

本件については異議がないとの意見を述べることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議ないようでございますので、さよう取り計らいをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成20年第4回南丹市議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さんでした。

午前10時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉 田 繁 治

南丹市議会議員 川 勝 眞 一

南丹市議会議員 井 尻 治